

公募型プロポーザル方式により、鳥取県西部犬猫センターの自動販売機設置事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年1月16日

鳥取県知事 平井 伸治

1 公募内容

(1) 件名

鳥取県西部犬猫センター自動販売機設置事業者の公募

(2) 概要

鳥取県西部犬猫センターの一部を借り受けて自動販売機による清涼飲料水の販売を行う。

(3) 設置場所及び設置台数

鳥取県西部犬猫センター（米子市皆生温泉三丁目18-3） 1台

(4) 設置期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

2 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者で、県内で自動販売機の設置、管理、運営について過去5年以内に2年以上の実績を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 法人等（個人事業者を含む。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

(4) 本件公告日から令和8年2月6日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 法人税、県民税その他税金の滞納がないこと。

3 提案書の提出

このプロポーザルに参加しようとする者は、「鳥取県西部犬猫センター自動販売機設置事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）により、提案書及び添付書類を作成し提出すること。

(1) 募集要項の交付方法

本件公告日から同年2月6日（金）までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/326609.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間

本件公告日から同年2月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課

電話 0857-26-7877

電子メール kurashi@pref.tottori.lg.jp

(2) 提案書の提出先及び問合せ先

(1) イに同じ

(3) 提案書の提出期限及び時間

ア 提出期間

本件公告日から同年2月6日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、受け付けるものとする。

イ 提出場所及び方法

(1) のイの場所に持参または送付すること。

なお、送付の場合は提出期間内に必着のこと。

ウ 提出書類及び提出部数

(ア) 提出書類

提案書（様式第1号）及び添付書類（任意様式）

(イ) 提出部数

希望する設置場所ごとに正本1部、副本3部（副本は複写可とする。）

(4) 質問の受付及び回答

ア 質問期間

本件公告日から同年1月28日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出先及び提出方法

(1) のイに文書（任意様式）で提出すること（電子メールも可）。

ウ 質問回答

質問への回答については、令和8年1月30日（金）の午後5時15分までに鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課ホームページ

（<https://www.pref.tottori.lg.jp/326609.htm>）において公表する。

4 評価方法

提案書の評価は、「鳥取県西部犬猫センター自動販売機設置事業者評価要領」（以下「評価要領」という。）に基づき実施する。

5 選定方法

4により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

選定結果については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/326609.htm>）において公表する。

6 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、公有財産借受申請書を繳して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、5により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

7 契約保証金

契約保証金は免除する。

8 暴力団排除

契約の相手方（以下「自動販売機設置事業者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除する旨契約書に記載するものとする。

なお、自動販売機設置事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、自動販売機設置事業者は違約金として貸付料年額に5を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、自動販売機設置事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（自動販売機設置事業者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、自動販売機設置事業者が個人事業者にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

9 その他

（1）提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

（2）参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）著作権の取扱い

県は提案者に対して提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

（4）その他

詳細は、募集要項による。